



Yanagisawa Accounting Firm

柳澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40

TEL : 0266-72-5060 FAX : 0266-72-5063

源泉所得税の納期特例分の納期

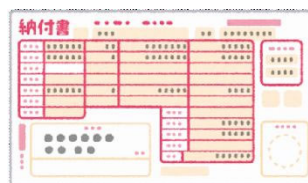
給与・報酬等に係る源泉所得税について納期特例制度を適用している事業所は本年1～6月支払分に係る源泉所得税の納期限となります。

納期限：7月12日(月)

源泉所得税は納付が1日でも遅れると不納付加算税(注1)や延滞税(注2)が課せられる場合がありますのでご注意ください。

(注1)税務署からの指摘により納付を行う場合：10% (自主的に納付した場合：5%)

(注2)納期限の翌日から2月を経過する日迄：2.5%納期限の翌日から2月を経過した日以後：8.8%



新型コロナウイルス感染症の給付金(茅野市)

新型コロナウイルス感染症の給付金について茅野市では以下の制度があります。支給要件に当てはまるものがあれば期限までに申請を行うようにしてください。当事務所でも申請手続の支援を行っていますので不明等あればお気軽にお問い合わせください。

制度	期限	要件(概略)	金額
中小企業者等応援金	R3. 08. 31	令和2年の売上高又は事業収入額が令和元年に比べ10%以上減少した場合	5万円
		令和2年の売上高又は事業収入額が令和元年に比べ50%以上減少し、かつ、令和元年又は令和2年のいずれかの売上額が1,000万円以上の場合	10万円
新型コロナウイルス拡大防止協力金	R3. 06. 21	酒類を提供する飲食店で、長野県からの要請(期間:4月21日(水)～5月5日(水))に応じて、営業時間の短縮等に協力した事業者	1店舗あたり、1日につき2万5千円～7万5千円
新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金	R3. 10. 31	「新型コロナ対策推進宣言」や「茅野あんしん認証」等に参加事業者で令和3年3月1日から令和3年5月31日までの売上高または事業収入の合計額が平成31年3月1日から令和元年5月31日までの間と比べ20パーセント以上減少している場合	10万円
		「新型コロナ対策推進宣言」や「茅野あんしん認証」等に参加事業者で令和3年4月1日から5月31日までの期間において、茅野市が主催または共催をした催事等においてキャンセル等により直接的に損害があった場合	上限10万円 (損害額の10分の10以内の額)
新型コロナウイルス感染防止強化対策補助金	R3. 10. 31	「新型コロナ対策推進宣言」や「茅野あんしん認証」等に参加事業者で新型コロナウイルス感染防止対策に向けた新規設備投資をした場合	上限10万円 補助対象経費の3分の2以内

令和3年度税制改正 ―教育資金の一括贈与―

■ 祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税とは

平成25年4月1日から令和5年3月31日までの間に、30歳未満の方(以下「受贈者」という。)が、教育資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、直系尊属(祖父母など)から贈与を受けた1,500万円までの金額に相当する部分については、受贈者の贈与税が非課税となる制度です。

■ 令和3年度税制改正による主な改正事項

(1) 適用期限の延長⇒令和5年3月31日まで2年延長

(2) 贈与者が死亡した場合の残高に対する相続税課税

①教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合に、贈与した教育資金に残額がある場合には、その死亡の日までの年数にかかわらず、その死亡の日における管理残額を、その受贈者がその贈与者から相続等により取得したものとみなされ、相続税課税がされるよう変更されました。(贈与者の死亡の日において、受贈者が23歳未満である場合等、一定の場合を除きます。)

②上記①により相続等により取得した受贈者が贈与者の子以外(孫など)の者である場合は、その贈与者の教育資金贈与の残額に対応する相続税額について、相続税額の2割加算の対象とされました。

(参考) 拠出時期による相続税課税の比較

拠出時期	～H31.3.31	H31.4.1 ～R3.3.31	R3.4.1～
(1) 相続税課税	課税なし	死亡前3年以内の拠出 分に限り、課税あり	課税あり
(2) 相続税額の 2割加算	適用なし	適用なし	適用あり

※この改正は令和3年4月1日以後に取得する教育資金に係る相続税及び贈与税について適用されます。

～不動産取得税の課税標準・税率軽減の延長～

不動産取得税は、土地や家屋の売買、交換、贈与などによる取得者や、家屋の新築(新築、増築、改築)による取得者が納税します。令和3年度税制改正により、不動産取得税の納税額算出における次の特例期限が、令和3年3月31日までのところ、令和6年3月31日まで3年間延長されました。

対象	特例	本則
宅地評価土地の取得に係る 不動産取得税の課税標準の特例	評価額(*)の1/2	—
土地等の取得に係る不動産取得税の 税率の特例	3%	4%

(*)評価額は、原則として市町村の固定資産課税台帳に登録されている評価額。

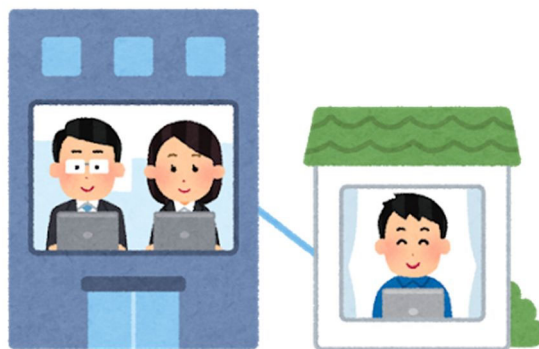
(坂本憲彦)

税金・会計 Q&A

Q 従業員に在宅勤務手当を支給した場合は、従業員の給与として課税する必要がありますか？

企業が従業員に在宅勤務手当（従業員が在宅勤務に通常必要な費用として使用しなかった場合でも、その金銭を企業に返還する必要がないもの（例えば、企業が従業員に対して毎月 5,000 円を渡切りで支給するもの））を支給した場合は、従業員に対する給与として課税する必要があります。

ただし、在宅勤務に通常必要な費用について、その費用の実費相当額を精算する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税する必要はありません。



Q 在宅勤務を開始するに当たって、従業員に事務用品等(パソコン等)を支給した場合は、従業員の給与として課税する必要がありますか？

企業が所有する事務用品等を従業員に貸与する場合には、従業員に対する給与として課税する必要はありませんが、企業が従業員に事務用品等を支給した場合（事務用品等の所有権が従業員に移転する場合）には、従業員に対する現物給与として課税する必要があります。

上記の「貸与」については、例えば、企業が従業員に専ら業務に使用する目的で事務用品等を「支給」という形で配付し、その配付を受けた事務用品等を従業員が自由に処分できず、業務に使用しなくなったときは返却を要する場合も、「貸与」とみて差し支えありません。

Q 在宅勤務に通常必要な費用について、その費用の実費相当額を算出する方法とはどのようなものですか？

1. 通信費

①電話料

・通話料

通話明細によって業務のための通話に係る料金を算出。

なお、業務のための通話を頻繁に行う業務に従事する従業員については、通話明細書等による区分に代えて、時間や日数などから合理的に算出したものを、業務のための通話に係る料金としても差し支えありません。

・基本使用料

時間や日数などから合理的に算出。

②インターネット接続に係る通信料

時間や日数などから合理的に算出。

2. 電気料

床面積、時間や日数などから合理的に算出。



(橋本健治)

資金繰り支援（早期経営改善計画策定支援）

資金繰りを安定させるためには、経営改善計画を策定することで自社の現状を見つめなおし、今後の取組を明確にすることが重要になります。中小企業庁では、中小企業者の経営改善計画の策定を後押しするため、早期経営改善計画策定支援事業（通称 ポストコロナ持続的発展計画事業）を用意しています。

早期経営改善計画策定支援事業（通称 ポストコロナ持続的発展計画事業）

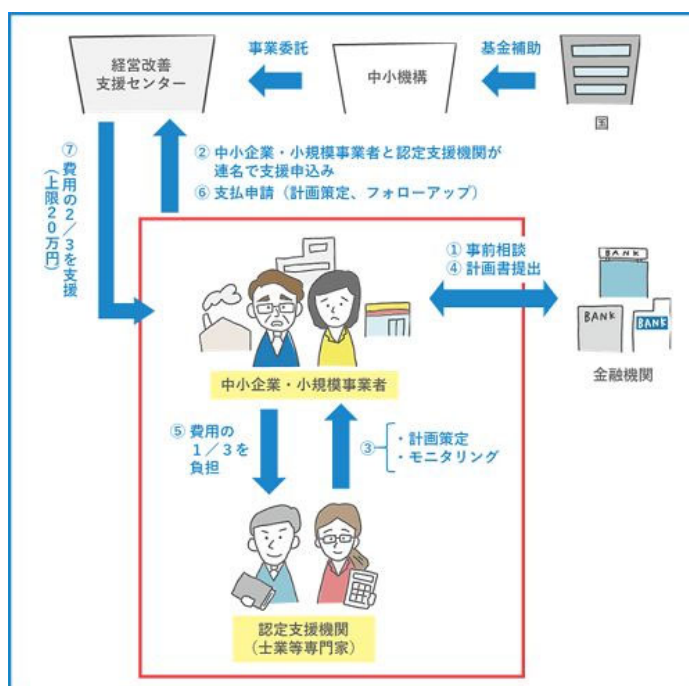
認定支援機関の支援を受けて、資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図など早期の経営改善計画を策定する場合、支払費用の3分の2（上限20万円まで）を国が補助する事業です。

こんな方におすすめ

- ・コロナの影響等で資金繰りが不安定になっている。
- ・売上が減少している。
- ・自社の状況を客観的に把握し、今後の取組事項を整理したい。
- ・まずは一度お試しで計画を作りたい。

特長

- ・過去の資金繰り状況を分析し、今後の資金計画を策定することができる。
- ・自社の経営課題を把握し、具体的な行動計画を作成できる。
- ・計画策定から1年後にフォローアップを受け、計画の進捗を確認できる。



当事務所は「認定支援機関」の認定を受けております。お気軽にご相談ください。

（北原隆幸）

コラム ～柳澤会計に入所して～

伊藤 哲

初めまして。4月から入所しました伊藤哲と申します。これからよろしくお願ひします。私は伊那市出身で現在は諏訪市で一人暮らしをしています。3月に諏訪地域に来て感じたことは伊那市よりも寒いということと、当然ですが伊那市よりも栄えているということです。その分生活はしやすいですが、特に茅野市は子供の頃スキーをしに来ていたという印象が強く、それ以外は分からないことが多いので、積極的に外に出て自分の住む地域や茅野市のことを知りたいと思っています。

そういった思いもあって、休みの日はなるべく外に出るようにして生活してきましたが、2か月经っても知らないことが沢山あります。

それは仕事に対しても同じで、まだまだわからないことも多く、ご迷惑をおかけする場面も多々あるかと思いますが、日々成長していきたいと思っていますので、これからよろしくお願ひ致します。

